

平成26年8月11日

各 位

会 社 名 株式会社ダイキアキシ
代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 大 亀 裕
(コード番号：4245 東証第二部)
問 合 せ 先 常務取締役 CFO 経営管理本部長 堀 淵 昭 洋
(TEL：089-927-2222)

株式給付信託（BBT）等の導入（詳細決定）に関するお知らせ

当社は、平成26年2月21日付で「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下、「BBT」といい、BBTに関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「BBT信託」といいます。）の導入を公表し、平成26年3月28日開催の第9回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において役員報酬として決議されましたが、本日、その詳細について決定しましたので、お知らせいたします。

また、当社は、本日、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下、「J-ESOP」といい、J-ESOPに関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「J-ESOP信託」といいます。）の詳細についても決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式給付信託（BBT）

(1) BBT 信託について

- ①名称：株式給付信託（BBT）
- ②委託者：当社
- ③受託者：みずほ信託銀行株式会社
- ④受益者：取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人：当社と利害関係のない第三者を選定します
- ⑥信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦BBT 信託契約の締結日：平成26年8月29日
- ⑧金銭を信託する日：平成26年8月29日
- ⑨信託の期間：平成26年8月29日から信託が終了するまで（特定の終了期日は定めず、BBT が継続する限り信託は継続します。）

(2) BBT 信託における当社株式の取得内容

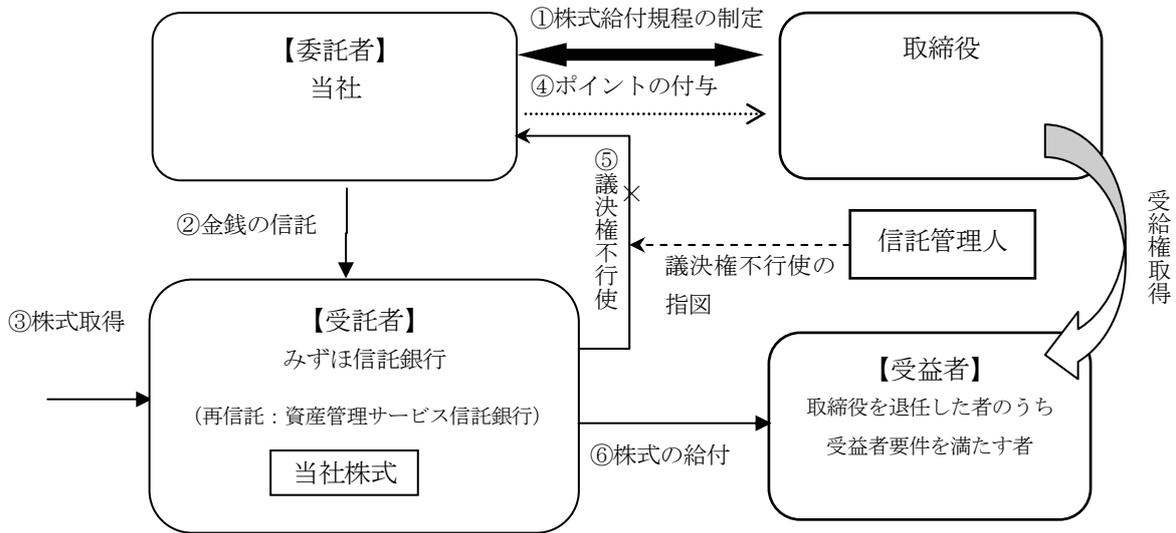
- ①取得する株式の種類：当社普通株式
- ②株式の取得資金として当初信託する金額：60 百万円
- ③当初取得する株式数の上限：93,200 株
- ④株式の取得方法：取引市場より取得
- ⑤株式の取得期間：平成26年9月1日～平成26年10月1日

なお、平成26年2月21日付「株式給付信託（BBT）導入に関するお知らせ」において、BBT 信託が「当面取得する株式の数の上限」につき46,600株（予定）としておりましたが、当社は平成26年4月7日付「株式分割、定款の一部変更及び配当予想の修正に関するお知らせ」にて、平成26年5月1日を効力発生日として、当社普通株式を1株につき2株の割合をもって分割する旨を公表しております。このため、上記の「当初取得する株式数の上限」につきましても同比率をもって調整を行っております。

また、上記のとおり当初の信託設定を実施した場合、本株主総会にて当初の対象期間についてご

承認をいただきました金額上限（90 百万円）の残額（30 百万円）につきましては、当初の対象期間におけるポイントの付与状況、当社の業績、財務状況等を勘案し、必要に応じて、当社取締役会において BBT 信託への追加拠出を検討いたします。取締役会が追加拠出について決定した場合は、適時適切に開示いたします。

(3) BBT の仕組み（再掲）



- ① 当社は、本株主総会において、BBT について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します（以下、かかる金銭信託により設定される信託を、「BBT 信託」といいます。）。
- ③ BBT 信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役のポイントを付与します。
- ⑤ BBT 信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ BBT 信託は、取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

2. 株式給付信託（J-ESOP）

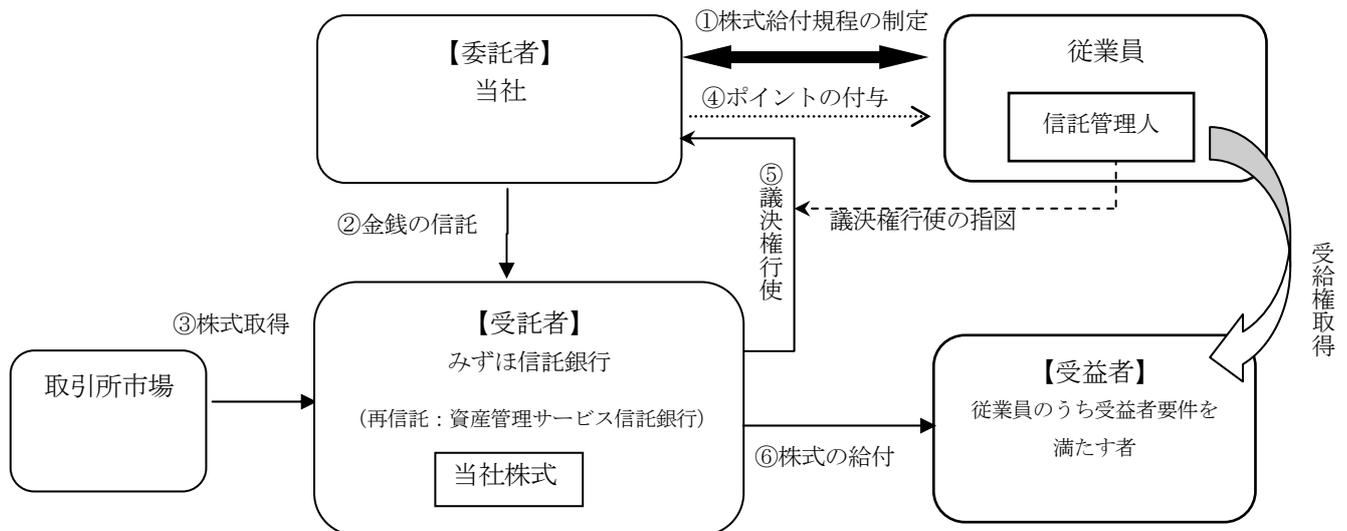
(1) J-ESOP 信託について

- ①名称：株式給付信託（J-ESOP）
- ②委託者：当社
- ③受託者：みずほ信託銀行株式会社
- ④受益者：グループ会社従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人：従業員の中から選定します
- ⑥信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦J-ESOP 信託契約の締結日：平成 26 年 8 月 29 日
- ⑧金銭を信託する日：平成 26 年 8 月 29 日
- ⑨信託の期間：平成 26 年 8 月 29 日から信託が終了するまで（特定の終了期日は定めず、J-ESOP が継続する限り信託は継続します。）

(2) J-ESOP 信託における当社株式の取得内容

- ①取得する株式の種類：当社普通株式
- ②株式の取得資金として信託する金額：100 百万円
- ③当初取得する株式数の上限：156,000 株
- ④株式の取得方法：取引市場より取得
- ⑤株式の取得期間：平成 26 年 9 月 1 日～平成 26 年 10 月 1 日

(3) J-ESOP の仕組み



- ① 当社は、J-ESOP の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）（以下、「信託銀行」といいます。）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。
- ④ 当社は、「株式給付規程」に基づいて従業員に対し、「ポイント」を付与します。
- ⑤ 信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。
従業員は、受給権取得後に信託銀行から累積した「ポイント」に相当する当社株式の給付を受けます。

以上